

岡山市国民健康保険での 高額療養費等の過大支給について

海外から転入されて岡山市国民健康保険に加入した方の高額療養費及び入院時食事療養費について、自己負担していただく限度額及び標準負担額の適用区分に誤りがあり、過大に支給していたことが判明しました。深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 対象世帯数及び金額（概算）（過去5年間分）

対象世帯：約100世帯

金 額：（内訳）高額療養費 約300万円

入院時食事療養費 約90万円

2 原因

住民税の賦課期日である1月1日時点で日本国内に居住していない海外からの転入者は、国内で前年所得がなくても、高額療養費の自己負担限度額等は課税の区分を適用することとなっています。

本市システムでは所得情報をもとに自動的に非課税の区分が適用されるため、対象者の世帯については課税の区分に手動で変更する必要がありますが、非課税の区分のまま自己負担限度額等を適用したため、高額療養費及び入院時食事療養費を過大に支給したケースが生じました。

3 今後の対応

金額確定後、過大支給が生じた世帯の方へは、謝罪と説明を行ったうえで、本来ご負担いただくべき自己負担額との差額についてお支払いをお願いしてまいります。

また、本来の区分判定への修正を行いますが、修正する前の令和7年4月診療分以降でも過大支給が生じる可能性があり、そちらについても同様の対応を行ってまいります。

4 再発防止策

マニュアルを整備し、担当する職員に事務処理の手順を徹底するとともに、今後はシステムで対応できるよう再発防止に努めます。

【問い合わせ先】

岡山市 国保年金課 原口・小林 直通086-803-1133 内線5970・5971